

介護・障害福祉サービス事業者原材料 価格等高騰対策給付金のご案内

令和4年7月現在

原材料価格等の高騰により生じた事業経費の負担増加に対し、介護・障害福祉サービス事業者の負担軽減及び経営支援を目的として、介護・障害福祉サービス事業所を運営する事業者に対し給付金を支給します。

■給付対象者

次のいずれかの介護・障害福祉サービスを、令和4年7月1日以降目黒区内で引き続き運営している指定事業者等

A グループ	①介護施設・居住サービス	<ul style="list-style-type: none">・介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院・短期入所生活介護、短期入所療養介護・認知症対応型共同生活介護、 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護・養護老人ホーム、軽費老人ホーム
	②障害者施設・居住サービス	<ul style="list-style-type: none">・短期入所（併設事業所・空床利用型事業所を除く）・施設入所支援、共同生活援助
B グループ	③介護通所サービス	<ul style="list-style-type: none">・通所介護、通所リハビリテーション・地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護（共用型認知症対応型通所介護を除く。）
	④介護訪問サービス	<ul style="list-style-type: none">・訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護（看護小規模多機能型居宅介護に併設されている場合を除く。）、 訪問リハビリテーション、福祉用具貸与・定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護・居宅介護支援
	⑤障害者通所サービス	<ul style="list-style-type: none">・生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は就労定着支援
	⑥障害者（児）訪問・相談サービス	<ul style="list-style-type: none">・居宅介護、計画相談支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援
	⑦障害児通所サービス	<ul style="list-style-type: none">・児童発達支援、放課後等デイサービス

支給対象外サービス等

- ・ 有料老人ホーム、特定施設入居者生活介護
- ・ 居宅療養管理指導、特定福祉用具販売
- ・ 介護予防支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス、通所型サービス）
- ・ 指定管理や運営委託により区から受託している事業所・施設
- ・ みなし指定により実施しているサービス

■申請単位

Aグループの施設・事業所…施設・事業所ごとに申請することができます。

Bグループの事業所…原則として同一所在地から1事業所のみ申請することができます。

同一所在地の考え方についてはQ & Aをご覧ください。

■給付額

施設・事業所の種類に応じ、以下の金額を給付します。

※①、②の施設・事業所、③、⑤、⑦の通所サービス事業所は、令和4年7月1日時点の利用定員に応じた金額を給付します。なお、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護は宿泊定員の人数により給付額を算定します。

※③の介護通所サービス事業所における食事提供の有無について、おやつ・飲料のみ提供している場合は【食事提供なし】となります。

① 介護施設・居住サービス

定員数	給付額
19人以下	460,000円
20人～39人	700,000円
40人～79人	1,230,000円
80人以上	2,290,000円

② 障害者施設・居住サービス

定員数	給付額
10人以下	260,000円
11人～19人	460,000円
20人～39人	700,000円
40人～79人	1,230,000円
80人以上	2,290,000円

③-1 介護通所サービス【食事提供あり】

定員数	給付額
18人以下	180,000円
19人以上	360,000円

③-2 介護通所サービス【食事提供なし】

定員数	給付額
18人以下	150,000円
19人以上	310,000円

④ 介護訪問サービス

給付額
50,000円

⑤ 障害者通所サービス

定員数	給付額
19人以下	140,000円
20人～29人	290,000円
30人～39人	370,000円
40人以上	500,000円

⑥ 障害者（児）訪問・相談サービス

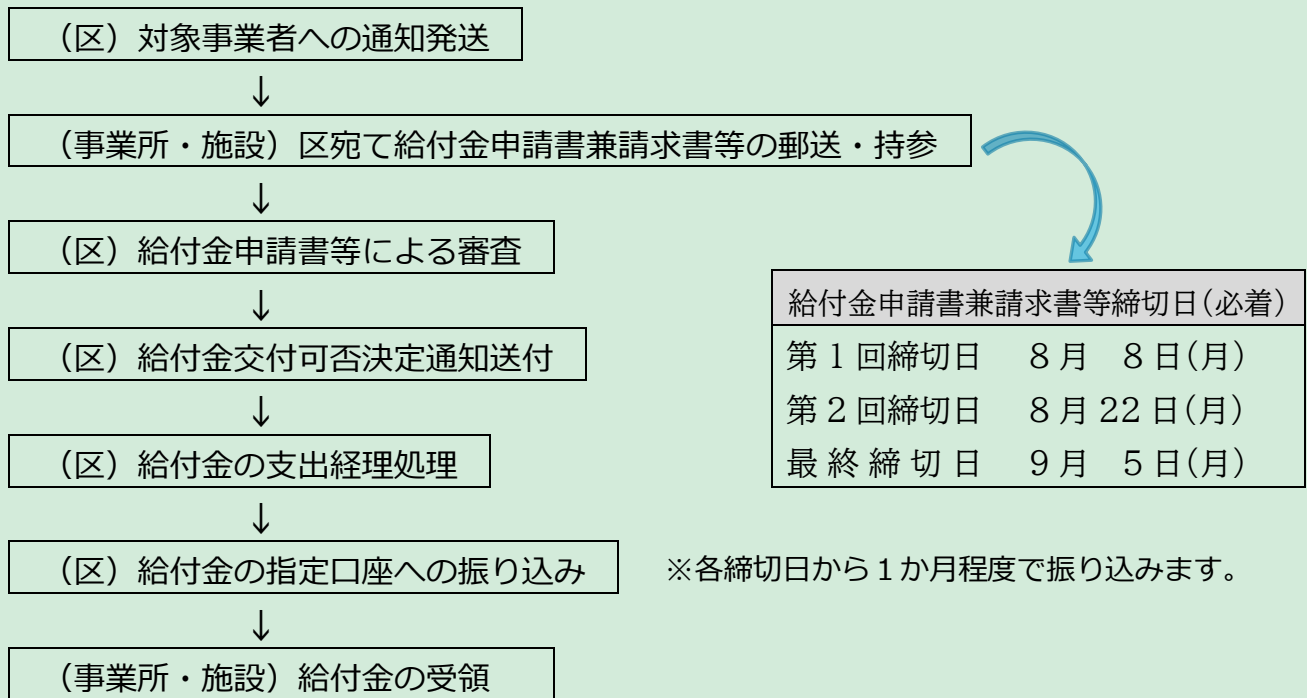
給付額
50,000円

⑦ 障害児通所サービス

定員数	給付額
10人以下	110,000円
11人～19人	160,000円
20人以上	220,000円

なお、目黒区暴力団排除条例第2条第1号から第3号に該当する場合には給付対象となりません。

■給付金申請の流れ・申請期限



■提出書類

- ① 介護・障害福祉サービス事業者原材料価格等高騰対策給付金交付申請書兼請求書
- ② 振込先口座の通帳又はキャッシュカードの写し（金融機関・支店名・口座名義・口座番号がわかる部分）

※ 申請内容の確認のため、その他の資料の提出を求める場合があります。

■提出先・問い合わせ先

〒153-8573 東京都目黒区上目黒2丁目19番15号

介護サービス事業所 介護老人保健施設 介護医療院	介護保険課 介護保険管理係 電話：03（5722）9574
介護老人福祉施設 短期入所生活介護 養護老人ホーム 軽費老人ホーム	高齢福祉課 高齢者福祉住宅・施設係 電話：03（5722）9843
障害福祉サービス事業所	障害施策推進課 計画推進係 電話：03（5722）9848

※郵送又は持参で提出してください。